

山鹿市商工業跡継ぎ支援事業補助金交付要領を次のように定める。

令和8年3月26日

山鹿市長 早田 順一

第1 趣旨

この要領は、事業承継を受ける市内の中小企業者に対する円滑な事業承継のために必要な経費に係る補助金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則（平成17年山鹿市規則第53号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する者をいう。
- (2) 事業承継 法人の場合は代表者の変更登記、個人事業者の場合は税務署に個人事業の開業・廃業等の届出を行った上で廃業をし、かつ、後継者が開業をし、その事業を引き継ぐことをいう。
- (3) 事業所等 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時その他の設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

第3 補助対象者

- 1 この要領による補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 中小企業者の本店又は主たる事業所等が本市の区域内に所在し、5年以上事業を継続している当該事業所等の事業承継を受ける者
 - (2) 熊本県事業承継・引継ぎ支援センター、熊本県商工会連合会等の支援を受けて事業承継を受ける者
 - (3) 市町村税を滞納していない者
 - (4) 過去に山鹿市商工業跡継ぎ支援事業の補助金の交付を受けたことがない者
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）でない者又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- 2 第3の1の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する事業を引き継ぐ者は、補助対象者としなない。
 - (1) 別表第1に該当する事業
 - (2) 会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定する会社（会社法の施行に

伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第3条第2項に規定する特例有限会社を含む。）等以外の法人の事業

第4 補助対象事業所等

この要領による補助金の交付の対象とする事業所等は、本市の区域内で補助対象者が所有し、又は借用する事業所等であって、次に掲げる事業所等以外のものとする。ただし、併用事業所等（その一部を事業所等以外の用に供する建築物をいう。）は、事業所等専用部分のみに限る。

- (1) 中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）第11条第1項に規定する特定連鎖化事業に加盟している事業所等
- (2) 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の規定による届出が必要な店舗内の事業所等
- (3) 仮設又は臨時その他の設置が恒常的でない事業所等

第5 補助対象経費等

- 1 補助金の交付の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。ただし、他の制度による補助金等の交付を受けるときは、当該補助対象経費から当該他の制度による補助金等の額を差し引いた額を補助対象経費とする。
- 2 第5の1の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

第6 事前承認の手続

- 1 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象経費に係る工事、役務提供等の発注をする前に、商工業跡継ぎ支援事業補助金交付承認申請書（様式第1号）及び次に掲げる書類を市長に提出し、事前に承認を受けなければならない。
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
 - (4) 補助対象経費の内容が確認できる書類（工程表、図面、物件や施工箇所の写真等）
 - (5) 市町村税の未納がない旨の証明書
 - (6) 事業所等の所有権その他事業所等の使用に必要な権限を証明する書類
 - (7) 事業所等所有者の同意書（補助対象者が事業所等の所有者でない場合であって、工事等を行うときに限る。）
 - (8) 事業承継支援に係る確認書
 - (9) 事業承継を確認できる書類
 - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 市長は、第6の1の規定による承認の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、補助金の交付の要件に適合するかどうか等を確認し、その結果を当該申請をした者に通知する。

- 3 第6の1の承認を受けた者は、当該承認の内容に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

第7 補助金の交付申請

第6の1の承認を受けた者であって、補助金の交付の申請をしようとするものは、補助対象経費に係る工事、役務提供等が完了した後30日を経過する日までに、商工業跡継ぎ支援事業補助金交付申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (4) 工事完了及び設備等の設置状況が分かる写真等
- (5) 事業承継を確認できる書類（承認申請時に提出していない場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類

第8 補助金の交付決定及び額の確定

市長は、第7の規定による補助金の交付の申請があった場合は、当該申請に係る書類の審査等及び必要に応じて現地調査等を行い、補助金を交付すべきと認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定をし、その旨を当該申請をした者に通知する。

第9 関係書類の管理等

補助金の交付の決定を受けた者は、補助対象事業に係る経費についての収支の事実を明確にした記録その他の帳簿書類を作成し、当該決定を受けた日の属する年度の終了後3年間保存しなければならない。

第10 財産処分等の制限

補助金の交付の決定を受けた者は、第9に規定する期間内において、補助金の交付を受けて工事をした事業所等及び購入した物品等を売却し、譲渡し、交換し、貸与し、解体し、若しくは担保に供するとき、又は当該事業所等から移転するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

第11 補助金の交付決定の取消し等

市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) この要領の規定又は補助金の交付の条件に違反したとき。
- (3) 第11の(1)及び(2)に掲げるもののほか、補助金を交付することが適当でないと市長が認めるとき。

第12 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に事業承継を受ける中小企業者について適用する。

(この要領の失効等)

- 2 この要領は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定されたこの要領に基づく補助金については、第9から第11までの規定は、この要領の失効後も、なおその効力を有する。

別表第1 (第3関係)

(1) 農業及び林業（農業サービス業、園芸サービス業及び林業サービス業を除く。）
(2) 金融業及び保険業
(3) 医療業のうち、病院、一般診療所、歯科診療所及び助産・看護業
(4) 社会保険・社会福祉・介護事業
(5) 次に掲げる娯楽業、サービス業等
ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第3条第1項の規定による許可（同法第2条第1項第1号から第3号までに係るものを除く。）を要する事業
イ 競輪・競馬等の競走場及び競技団
ウ 遊戯場及び芸ぎ業
エ 場外馬券売場、場外車券売場及び競輪・競馬等予想業
オ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想等の調査等を行うものに限る。）
カ 集金業及び取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）
キ 易断所、観相業及び相場案内業
ク 宗教
ケ 政治・経済・文化団体
(6) 公序良俗に反する恐れがあるため、補助対象とすることが適当でないと認められる事業
(7) その他市長が補助対象とすることが適当でないと認める事業

別表第2 (第5関係)

補助対象経費	補助金の交付の対象となる事業所等に係る次に掲げる経費とする。ただし、内外装及び設備工事にあつては、資格を有する市内の業者により施工されるものに限る。 (1) 新築、増築、改築及び改修工事に要する費用 (2) 電気設備、空気調和設備、換気設備、給排水設備等の工事に要する費用
--------	--

	<p>(3) 賃借に要する費用（共益費を含む。上限3か月分）（管理費、駐車場等使用料、敷金、礼金、保証料、光熱水費等は含まない。）</p> <p>(4) 事業に必要な設備又は機械の購入に要する費用</p> <p>(5) 事業用車両のリースに要する費用</p> <p>(6) 広告宣伝に要する費用</p> <p>(7) マーケティング調査に係る委託料等に要する費用</p> <p>(8) テストマーケティングを行う際の会場使用料等に要する費用</p>
補助率	2分の1
補助金の額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額又は100万円のうちいずれか低い額

様式第1号（第6関係）

商工業跡継ぎ支援事業補助金交付承認申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

所在地

（申請者）

名称及び代表者氏名

山鹿市商工業跡継ぎ支援事業補助金交付要領第6の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- | | | |
|--------------|---|---|
| 1 補助金交付申請予定額 | 金 | 円 |
| 2 補助対象経費 | | 円 |

添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る見積書の写し
- (4) 補助対象経費の内容が確認できる書類（工程表、図面、物件や施工箇所の写真等）
- (5) 市町村税の未納がない旨の証明書
- (6) 事業所等の所有権その他事業所等の使用に必要な権限を証明する書類
- (7) 事業所等所有者の同意書（補助対象者が事業所等の所有者でない場合であって、工事等を行うときに限る。）
- (8) 事業承継支援に係る確認書
- (9) 事業承継を確認できる書類
- (10) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第7関係）

商工業跡継ぎ支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

所在地
（申請者）
名称及び代表者氏名

山鹿市商工業跡継ぎ支援事業補助金交付要領第7の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

- | | | | |
|------------|---|-------|---|
| 1 補助金交付申請額 | 金 | _____ | 円 |
| 2 補助対象経費 | | | 円 |

添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 収支決算書
- (3) 補助対象経費の支払を証明する書類
- (4) 工事完了及び設備等の設置状況が分かる写真等
- (5) 事業承継を確認できる書類(承認申請時に提出していない場合に限る。)
- (6) その他市長が必要と認める書類